

福島県「県民健康調査」と 既存の健診・検診制度に関する概要

- 県民健康調査の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 日本の健診制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 既存の法定健診と県民健康調査「健康診査」との関係・・・・・・・・ 4
- 市町村のがん検診の項目について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

県民健康調査（全県民対象）

線量を把握（基礎データ）

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方法：自記式質問票
内容：3月11日以降の行動記録
（被ばく線量の推計評価）

継続して管理

県民健康管理ファイル（仮称）

- ☆健康調査や検査の結果を
個々人が記録・保管
- ☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査（18歳以下の全県民（県外避難者含む）に順次実施）

内容：甲状腺超音波検査
※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査（既存の健診を活用）

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内容：一般健診項目＋白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、
がん検診等を定期的に受診することが、
疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民へ質問紙調査）

妊産婦に関する調査（22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳申請者へ質問紙調査）

相談・支援

フォロー

治療

日本の健診制度の概要

- 医療保険者や事業者は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査(健康診断)を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、上記の対象者とならない者(40歳以上)の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。(医療保険者や事業者は任意に実施)

0
～
4歳
(乳幼児)

1歳6か月児健診、3歳児健診

- 【対象者】満1歳半超～満2歳未満の幼児、満3歳超～満4歳未満の幼児<実施義務>/その他の乳幼児<必要に応じて実施>
- 【実施主体】市町村
- 【法的根拠】母子保健法、同法施行規則

児童生徒等

就学時の健康診断

- 【対象者】翌学年の初めから小学校に入学予定の者で、当該市町村の区域内に住所を有する者 <実施義務>
- 【実施主体】市町村教育委員会
- 【法的根拠】学校保健安全法、同法施行令、同法施行規則

児童生徒等の健康診断

- 【対象者】学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生<実施義務>
- 【実施主体】学校(幼稚園から大学までを含む)
- 【法的根拠】学校保健安全法、同法施行規則

被保険者・被扶養者

16
～
39歳

健康診査

- 【対象者】被保険者・被扶養者
- 【実施主体】保険者 <努力義務>
- 【法的根拠】健康保険法、国民健康保険法等

40
～
74歳

特定健康診査

- 【対象者】被保険者・被扶養者
- 【実施主体】保険者 <実施義務>
- 【法的根拠】高齢者の医療の確保に関する法律

75歳
～

健康診査

- 【対象者】被保険者
- 【実施主体】後期高齢者医療広域連合<努力義務>
- 【法的根拠】高齢者の医療の確保に関する法律

うち、労働者

定期健康診断

- 【対象者】常時使用する労働者
- 【実施主体】事業者<実施義務>(労働者に受診義務あり)
- 【法的根拠】労働安全衛生法

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診が優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

※教職員については、学校保健安全法に基づく職員の健康診断として、毎年、学校の設置者が定める適切な時期に実施。

その他

妊婦健康診査

- 【対象者】妊産婦<必要に応じて実施>
- 【実施主体】市町村
- 【法的根拠】母子保健法

健康診査

- 【対象者】生活保護受給者等
- 【実施主体】市町村<努力義務>
- 【法的根拠】健康増進法

乳幼児等に対する健診

避難区域等※の県民

避難区域等※以外の県民

1歳6か月児健診・3歳児健診（母子保健法）

【対象】満1歳半超～満2歳未満の幼児、満3歳超～満4歳未満の幼児

【頻度】1歳6か月児、3歳児

【項目】1歳6か月児健診：①身体発育状況 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ④皮膚の疾病の有無
⑤歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑥四肢運動障害の有無 ⑦精神発達の状況
⑧言語障害の有無 ⑨予防接種の実施状況 ⑩育児上問題となる事項
⑪その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診：上記に加え、⑫眼の疾病及び異常の有無 ⑬耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無

就学時の健康診断（学校保健安全法）

【対象】翌学年の初めから小学校に入学予定の者で、当該市町村の区域内に住所を有するもの

【頻度】就学前に1回

【項目】①栄養状態 ②脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ③視力及び聴力 ④眼の疾病及び異常の有無
⑤耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 ⑥歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑦その他の疾病及び異常の有無

県民健康調査「健康診査」

* 長引く避難生活や放射線への不安などが健康に及ぼす影響の把握や疾病の早期発見、早期治療のための健康診査の実施

【対象】0～6歳（就学前乳幼児）

【頻度】年1回（指定医療機関で実施）

【項目】身長、体重、血算（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、白血球数、白血球分画）

注）下線は、既存の法定健診（1歳6か月児健診等）にない項目

児童生徒・学生等に対する健診

避難区域等※の県民

避難区域等※以外の県民

児童生徒等の健康診断（学校保健安全法）

【対象】学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生

【頻度】年1回

【項目】①身長、体重及び座高 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ④視力及び聴力
⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無
⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無 ⑩尿 ⑪寄生虫卵の有無 ⑫その他の疾病及び異常の有無
注) 改正で座高測定、寄生虫卵検査は削除される予定。

県民健康調査「健康診査」

* 長引く避難生活や放射線への不安などが健康に及ぼす影響の把握や疾病の早期発見、早期治療のための健康診査の実施

【対象】7歳～15歳(小学校1年生～中学校3年生)

【頻度】年1回

【項目】身長、体重、血圧、血算(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、白血球数、白血球分画)

<希望による追加項目>

血液生化学(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT (γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖、血清クレアチニン, 尿酸)

【対象】16歳以上

【頻度】年1回

【項目】身長、体重、腹囲(BMI)、血圧、血算(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、白血球数、白血球分画)

血液生化学(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT (γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖、血清クレアチニン, e-GFR, 尿酸)

尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)

県民健康調査「健康診査」

* 既存健診の受診勧奨

* 既存健診の受診機会がない者(19～39歳)に受診機会を提供

【対象】19歳～39歳

【頻度】年1回

【項目】既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重、BMI、血圧、尿検査(尿蛋白、尿糖)、血液生化学(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT (γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖(又は随時血糖))

注) 下線は、児童生徒等の健康診断にない項目

労働者に対する健診

避難区域等※の県民

避難区域等※以外の県民

定期健康診断（労働安全衛生法）

- 【対象】常時使用する労働者
【頻度】定期的に年1回実施
【項目】①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン）
⑦肝機能検査（AST(GOT), ALT(GPT)及び γ -GT(γ -GTP)) ⑧血中脂質検査（LDL-C, HDL-C, TG）
⑨血糖検査（血糖、HbA1c）⑩尿検査（尿糖、尿蛋白）⑪心電図検査（12誘導）

注1) 健診項目は一部省略可だが、35歳時の健診に関しては省略できない。また、常用労働者でない住民を対象とした健診項目についてはこの限りでない。
注2) 教職員については、学校保健安全法に基づく職員の健康診断として、毎年、学校の設置者が定める適切な時期に実施。
注3) 特定業務に従事する作業者に対する特殊健康診断は原則半年に1回の頻度で別途実施。

県民健康調査「健康診査」

- * がん検診の受診勧奨
- * 長引く避難生活や放射線への不安などが健康に及ぼす影響の把握や疾病の早期発見、早期治療のための健康診査の実施

【対象】16歳以上
【頻度】年1回
【項目】身長、体重、腹囲（BMI）、血圧、血算（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、白血球数、白血球分画）、血液生化学（AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖, 血清クレアチニン, e-GFR, 尿酸）、尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血）

注) 下線は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断にない項目

県民健康調査「健康診査」

- * 既存健診・がん検診の受診勧奨
- * 既存健診の受診機会がない者（19～39歳）に受診機会を提供

【対象】19歳～39歳
【頻度】年1回
【項目】既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重、BMI、血圧、尿検査（尿蛋白、尿糖）、血液生化学（AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖（又は随時血糖））

被保険者・被扶養者に対する健診

避難区域等※の県民

避難区域等※以外の県民

特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律）

【対象】 保険者による実施義務がある対象年齢：40～74歳

【頻度】 年1回

【項目】 ①問診 ②身長、体重、BMI、腹囲 ③理学的所見（身体診察） ④血圧

⑤血液検査（AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP), TG, LDL-C, HDL-C, 空腹時血糖, HbA1c)

⑧尿検査（尿糖、尿蛋白）

<医師の判断に基づき選択的に実施する項目> 血液検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット）12誘導心電図、眼底検査

注）労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診が優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

県民健康調査「健康診査」

* がん検診の受診勧奨

* 長引く避難生活や放射線への不安などが健康に及ぼす影響の把握や疾病の早期発見、早期治療のための健康診査の実施

【対象】16歳以上

【頻度】年1回

【項目】身長、体重、腹囲(BMI)、血圧、血算(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、白血球数、白血球分画)、血液生化学(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖, 血清クレアチニン, e-GFR, 尿酸)、尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血)

注) 下線は、特定健康診査にない項目

県民健康調査「健康診査」

* 既存健診・がん検診の受診勧奨

* 既存健診の受診機会がない者(19～39歳)に受診機会を提供

【対象】19歳～39歳

【頻度】年1回

【項目】既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長、体重、BMI、血圧、尿検査(尿蛋白、尿糖)、血液生化学(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GT(γ -GTP), TG, HDL-C, LDL-C, HbA1c, 空腹時血糖(又は随時血糖))

市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

【別添1】 児童生徒等の健康診断

児童生徒等の健康診断（学校保健安全法）

平成26年8月現在

検査項目	検査内容		幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学	
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年		
保健調査	アンケート		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身長 体重 座高			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱・胸郭 四肢 骨・関節			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
視力	視力表	裸眼の者 裸眼視	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		眼鏡等をし 矯正視	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		裸眼の者 裸眼視	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聴力	オージオメータ		◎	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△	△
眼			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
耳鼻咽喉頭			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
皮膚			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
歯及び口腔			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
結核	問診・学校医による診察			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	エックス線撮影														◎		◎ 1学年 (入学時)
	エックス線撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査等				○	○	○	○	○	○	○	○					
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診													○			○
心臓	臨床医学的検査		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他の検査																
	心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△	△
尿	試験紙法	蛋白	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
		糖	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
寄生虫卵	直接塗沫法 セロハンテープ法		◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
呼吸器 循環器 消化器 神経系	臨床医学的検査 その他の方法		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

- (注) ◎： ほぼ全員に実施されるもの
 ○： 必要時または必要者に実施されるもの
 △： 検査項目から除くことができるもの
 (注2) 高等専門学校は高等学校に準ずる。

【別添2】 労働者の健康診断

一般健康診断（労働安全衛生規則 第44条）

平成26年8月現在

検査項目	検査内容	雇入時の健康診断	定期健康診断		
			A.39歳以下 (35歳を除く)	B.40歳以上 (35歳を含む)	
既往歴及び業務歴の調査		○	○	○	
自覚症状及び他覚症状の有無の調査		○	○	○	
身長、体重、腹囲、 視力及び聴力の検査	身長	○	△	△	
	体重	○	○	○	
	腹囲	○	△	○	
	視力(5m)	○	○	○	
	聴力会話法		○	○41～44歳	
	聴力オーディオメーター (1000Hz・4000Hz)	○		○ 35・40・45歳以上	
胸部エックス線検査	胸部エックス線撮影	○	△	○	
血圧の測定	血圧	○	○	○	
血液検査	肝機能	AST(GOT)	○	△	○
		ALT(GPT)	○	△	○
		γ-GT(γ-GTP)	○	△	○
	血中脂質	LDLコレステロール	○	△	○
		HDLコレステロール	○	△	○
		中性脂肪	○	△	○
	血糖	空腹時血糖	○	△	○
	貧血	赤血球数	○	△	○
血色素量		○	△	○	
尿検査	糖	○	○	○	
	蛋白	○	○	○	
心電図検査	心電図 (安静時 12誘導)	○	△	○	

○：法令に基づく必須項目

△：医師の判断等に基づき選択的に実施する項目

【別添3】 特定健康診査

特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律)

平成26年8月現在

検査項目			
診察	質問項目(問診)	○	
	計測	身長	○
		体重	○
		BMI	○
		腹囲	○
	理学的所見(身体診察)		○
	血圧		○
脂質	中性脂肪	○	
	HDL-コレステロール	○	
	LDL-コレステロール	○	
肝機能	AST(GOT)	○	
	ALT(GPT)	○	
	γ-GT(γ-GTP)	○	
代謝系	空腹時血糖	◎	
	HbA1c	◎	
	尿糖(半定量)	○	
血液一般	ヘマトクリット値	△	
	血色素量	△	
	赤血球数	△	
尿腎機能	尿蛋白(半定量)	○	
12誘導心電図		△	
眼底検査		△	

(注) ○: 必須項目

△: 医師の判断に基づき選択的に実施する項目

◎: いずれかの項目の実施でも可